

# 千葉ふるさと投資活用支援補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、地域経済の活性化を図るため、県内の地域資源を活用する等優れた事業の実施に際してクラウドファンディングを活用した資金調達を行う中小企業者等に対し、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助を行う。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) クラウドファンディング

インターネットを通じて、個人から資金を調達する仕組みをいう

(2) 中小企業者等

次のいずれかに該当するものをいう

イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律264号）第2条第1項各号に該当する者

ロ 事業を営んでいない個人であって、新たにクラウドファンディングによる資金調達を行う具体的な計画を有するもの

ハ 前各号に掲げるものに類するものとして知事が認めるもの

(3) クラウドファンディング仲介事業者

クラウドファンディングによる資金調達のための環境を提供する事業者をいう

(4) 支援機関

別表第1に掲げる金融機関及び商工団体等をいう

(5) 投資型クラウドファンディング

クラウドファンディングのうち、商法（明治32年法律第48号）第535条による匿名組合契約に基づき出資又は拠出された金銭を充てて行われるものをいう

(6) 購入型クラウドファンディング

クラウドファンディングのうち、商品又はサービス提供の対価としての金銭を充てて行われるものをいう

(補助対象者)

第3条 本要綱により補助の対象となる者は、支援機関から推薦を受けた中小企業者等とする。

(補助対象事業)

第4条 本要綱により補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 県内の地域資源を活用した新事業の展開、商品及びサービスの開発を行うもの
- (2) 地域の社会的課題の解決を目的としたもの
- (3) その他、地域経済の活性化に特に資するものとして知事が認めるもの

(補助対象費用)

第5条 本要綱により補助対象となる費用は、投資型クラウドファンディング又は購入型クラウドファンディングによる資金調達に係るものであって、別表第2に掲げる費用（いずれも消費税を含む）とする。

2 他の補助制度により補助の対象となる費用は、この要綱による補助の対象外とする。

(補助額)

第6条 本要綱による補助金の額及び上限額は、別表第3に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第7条 中小企業者等は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請する場合は、支援機関の推薦を得た上で、別に定める方法により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、補助金の交付申請があったときは、別に定める審査会の意見を参考に、交付の採否を決定する。

3 審査会の設置運営、審査基準等に関して必要な事項は、別に定める。

(補助事業の完了)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた中小企業者等は、毎年度3月31日までにクラウドファンディング仲介事業者が運営するウェブサイトで資金調達を開始しなければならない。

2 中小企業者等が知事に補助事業の実績を報告する場合は、別に定める方法により、翌年度の4月10日までに報告しなければならない。

(交付請求)

第9条 中小企業者等が規則第15条の規定により補助金の交付を請求する場合は、別に定める方法により、知事に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 規則第17条及び第18条の規定に基づき、知事は補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがある。

(補助対象外となる事業)

第11条 第4条の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第11条第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同条各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(その他)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年11月22日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別表第1

金 融 機 関	株式会社千葉銀行
	株式会社千葉興業銀行
	株式会社京葉銀行
	千葉信用金庫
	銚子信用金庫
	東京ベイ信用金庫
	館山信用金庫
	佐原信用金庫

	房総信用組合
	君津信用組合
	銚子商工信用組合
金融機関	株式会社商工組合中央金庫 ※
	株式会社日本政策金融公庫 ※
商工団体等	一般社団法人千葉県商工会議所連合会
	千葉県商工会連合会
	千葉県中小企業団体中央会
	公益財団法人千葉県産業振興センター

※ 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫からの推薦については、千葉支店長の推薦をもって代表者による推薦があったものとみなす。

## 別表第2

補助対象費用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等がクラウドファンディング仲介事業者に支払う初期手数料</li> <li>・ クラウドファンディング募集ページに掲載する文章、写真及び動画の制作委託費</li> <li>・ 補助事業の宣伝のために使用する写真及び動画の制作委託費</li> <li>・ クラウドファンディングに出展する商品等のデザイン及び設計に係る委託費</li> <li>・ その他、知事が特に必要と認める費用</li> </ul>

## 別表第3

	投資型クラウドファンディング	購入型クラウドファンディング
補助金の額	補助対象費用の1/2	補助対象費用の1/2
補助上限額	50万円	25万円